

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省老健局総務課）

項目名	介護保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、登録免許税、印紙税、国税徴収法											
<p>要望の内容</p>	<p>介護保険制度について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、検討結果に基づき次期通常国会に関連法案を提出する場合には所要の税制改正を行う必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="874 864 1489 1032"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>（１）政策目的</p> <p>2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、令和6年度から始まる次期（第9期）介護保険事業計画期間に向けて、2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する。</p> <p>（２）施策の必要性</p> <p>社会保障審議会介護保険部会において「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」「介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進」「給付と負担」等の観点から、介護保険制度の見直しについて議論を行っているところである。議論の結果に基づき次期通常国会に関連法案を提出する場合、それに伴い、所要の税制改正を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅺ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標 1－4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		介護保険制度の改正に伴う税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えます。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>介護保険制度に係る税制優遇については、今回同様、法改正に合わせて令和2年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。</p>	